**外交官：**

**以下に当てはまる方に営業販売権が与えられます：**

 ▪ 外交官と大使館職員

 ▪ 官命を帯びた海外の国防軍隊員

 ▪ 海外の国際組織の代表者

 ▪ 海外派遣の任期を終え、帰国するペルー人外交官

**必要書類：**

 ▪ OBLまたはABL（原本２枚）

 ▪ パッキングリスト

 ▪ オリジナルパスポート

 ▪ 自由入国許可証（ペルー外務省発行）

**渡航者：**

全ての運搬物はペールの税関で検査されます。海外滞在期間が１３か月以上だと証明すれば、輸入税の１４％を負担するだけで済みます。もしこれを証明できなければ、輸入税の３３％を支払うことになります。運搬物の検査の立会を望む場合、輸入物係員から事前に許可を取る必要があります。

**必要書類：**

 ▪ OBLまたはABL（原本２枚）

 ▪ パッキングリスト

 ▪ オリジナルパスポート

 ▪ ペールーの企業からの雇用契約書（公証署名付きで、ペルー労働省に提示済み）/ 居住ビザ（原本）/ ペルー人との婚姻証明書（公証署名付き）

**帰国者：**

渡航者と同様に、輸入税の１４％を負担しなくてはなりません。しかし、ペールーから海外に持ち込んだ家財道具で、再びそれをペルーに持ち帰る場合、それを証明できる書類（ペルーの税関のスタンプ付きの当時のパッキングリスト、OBLまたはABL）を提示すれば、その家財道具にいたっては輸入税は発生しません。

全ての運搬物はペールの税関で検査されます。海外滞在期間が１３か月以上だと証明すれば、輸入税の１４％を負担するだけで済みます。もしこれを証明できなければ、輸入税の３３％を支払うことになります。運搬物の検査の立会を望む場合、輸入物係員から事前に許可を取る必要があります。

**必要書類：**

 ▪ OBLまたはABL（原本２枚）

 ▪ パッキングリスト

 ▪ オリジナルパスポート

**自動車：**

**以下の条件を満たした場合のみペルーに自動車を持ち込むことが可能です：**

 ▪ CIF価格を基に、新車は69%、中古車は30%の輸入税を支払う必要があります。

 ▪ 全ての自動車は、製造日から最長5年経っていなければ輸入できません。80,000kms以上使用した車は輸入できません。

 ▪ ディーゼル車は輸入できません。

 ▪ 外交官が所有する車のみ免税されます。

 ▪ 海外派遣の任期を終え、帰国するペルー人外交官は、１代のみ車を無税で輸入できます。

**必要書類：**

 ▪ 排ガス証明書（ペルーで入手する）

 ▪ 自動車の技術仕様書（ペルーで入手する）

 ▪ OBLまたはABL（原本２枚）

 ▪ コマーシャル・インボイス（詳しく書かれたもの）

 ▪ オリジナルパスポート

 ▪ 外国人外交官とペルー人外交官は、ペルー外務省発行の免税認可書が必要です。